

## 食物アレルギー検査における注意事項

1. 検体は、一包装を一単位としてご送付ください。原料の場合は少なくとも 100g 程度をご送付ください。パック類などに包装された加工食品などは開封せずにご送付ください。
2. 検査依頼書に必要事項を記入し、検体に添付して、宅配便でお送りください。検査依頼書は、事前に FAX してください。送付の際は、その商品に適した保存条件でご送付ください。（クール宅急便などをご利用ください）受領するまでの間に発生した腐敗・破損などにより、検体が検査不可能となった場合、その責任を負いかねます。なお、検体送付にかかる料金は、ご依頼者にてご負担願います。
3. 送付された検体は検査終了後、一定期間保管した後に破棄させていただきます。（商品の賞味期限、或いは 2 週間）
4. 検査結果は、供与された試料についての結果であり、当該試料の母集団を保証もしくは認証するものではありません。本検査は、食品中から原材料由来のタンパク質・遺伝子を検出する検査で食物アレルギー発症の有無を診断するものではありません。
5. 食品の加工による原材料成分の変化・分解や、食品からの原材料成分の抽出効率の変動により、本検査結果が実際の原材料総タンパク質含有量と必ずしも一致しません。PCR 法において、DNA が低分子化されていた場合や、DNA 抽出が困難な場合、検査が不可能な場合がございます。
6. 定量検査法の検査結果が 8~12ppm ( $\mu\text{g/g}$ ) の範囲となった場合、再試験は行いませんので改めてご依頼下さい。
7. 牛肉、豚肉、鶏肉の検査は、対象となる生物種由来の DNA を検出する PCR を行います。特定原材料等の範囲外となる内蔵・骨・皮や、乳・卵・ゼラチン・コラーゲンなどが原材料で使用されている場合、原材料由来の DNA を検出する可能性があります。